

新 城 市 議 会

厚 生 文 教 委 員 会

令和元年9月12日（木曜日）

厚生文教委員会

日時 令和元年9月12日（木曜日）午後1時30分 開会
場所 委員会室

本日の委員会に付した事件

1 付託議案の審査

第27号議案	「質疑・討論・採決」
第28号議案	「質疑・討論・採決」
第29号議案	「質疑・討論・採決」
第30号議案	「質疑・討論・採決」
第31号議案	「質疑・討論・採決」
第32号議案	「質疑・討論・採決」
第33号議案	「質疑・討論・採決」
第67号議案	「質疑・討論・採決」
第68号議案	「質疑・討論・採決」
第69号議案	「質疑・討論・採決」

出席委員（7名）

委員長	中西宏彰	副委員長	浅尾洋平	
委員	齊藤竜也	鈴木長良	山崎祐一	滝川健司
議長	丸山隆弘			

欠席委員 なし

参考人 なし

参考人の補助者 なし

説明のために出席した者

市民環境部、健康福祉部、市民病院、教育部の副課長以上の職員

事務局出席者

議会事務局長 林治雄 議事調査課長 金田明浩 書記 後藤知代

開 会 午後 1 時30分

○中西宏彰委員長 それでは、ただいまから、厚生文教委員会を開会します。

本日は、11日の本会議において、本委員会に付託されました第27号議案から第33号議案まで及び第67号議案から第69号議案までの10議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

はじめに、第27号議案 新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第27号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第28号議案 新城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第28号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第29号議案 新城市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 それでは、29号議案の質疑のほうさせていただきたいと思います。

この議案は、放課後児童支援員の要件を変えるという内容だと理解しておりますが、その中でも加えるということで、地方自治法というか、指定都市の市長の長が行う研修を加えると、新たにつけ加えるというふうに理解をしたんですが、この市長が行う研修というのはどういった内容になるのか伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 この条例改正につきまして、指定都市、ここら辺で言うと名古屋市、浜松市とかの指定都市の研修を受けてもということで、門戸が広がったということでございます。

研修内容でございますが、これから多分、名古屋市や都市の部分で考えていくと思うんですが、まずもって国がやっておる研修をもとに放課後児童の委員さんたちの資格が取れるような内容に示して、研修のほうを実施していくと考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 この市長というのは、指定都市ということで結構大きな政令指定都市と

かそういった規模の市の市長が行うというイメージでいいのでしょうか。こういった小さなとか、新城市長とか豊川市長とか蒲郡市長というよりも、名古屋市とか、そういった大きな都市の市長という形でイメージ、よろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今回の指定都市ということで限定されておりますので、政令指定都市でもなく大きいところ、名古屋市、浜松市と理解しております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 大きい都市であるよということで理解をいたしました。この研修というのは、どうなのでしょう。誰でも受けられるという条件になっているのでしょうか。例えば、素人の僕がこれ受けたいんだけどという形であれば、研修というのは受けられるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 放課後児童の支援員というものが、そもそも保育士の資格を有するものなどということであって、なおかつ、その研修を終了したものが放課後児童支援員ということになりますので、放課後児童クラブのほうのお手伝いをさせていただく規模ではなくて、指導員ということになりますと、有資格を持った者で研修を受けた者ということになっておるので、そこら辺で誰でもということではないというふうに理解しております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 ちょっと自分の認識が間違っていたら教えてほしいんですが、今ってこの資格取得に必要な条件として、9の条件があると思うんです。保育士の先ほどおっしゃっていただいた資格を有する者とか、あと社会福祉の資格を有する者とか、あとは大学等

で社会福祉学、心理学、社会学などを先行して学科で優秀な成績で単位を取得した者というような形で、9項目ぐらいあるんですが、こうした方々が受けられる試験だったり研修ということなのでしょう、伺えますか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今、浅尾議員さんがおっしゃいましたとおり、本来、その資格を持った方とか社会福祉士の資格を取った方、その9項目を持つとる方でこの研修を受けた者が指導員になれるというところであります。

以上です。

○中西宏彰委員長 齊藤委員。

○齊藤竜也委員 すみません、今のところもう一回ちょっとお聞きしたいんですけど、ということは今回の条例改定で、今までは保育士の資格を有する者と10条3項のいずれか該当者が、いわゆる放課後児童支援員の認定研修を受けることができました、だったんだけど、今回のこの改正によってその門が広がるというイメージなのか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今まで県知事の開催する研修というところが、今度の改正によって指定都市の市でやる研修でもいいというところで門戸が広がったというところがございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第29号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第29号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第30号議案 新城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 新城市にあっては、小規模保育事業所というのはつばささんとか子いづみやさんがあるかと思いますが、企業指導型の保育所というのは1点あったと思うんですけども、こちらについては、この対象に入らないというこんな理解でよろしかったでしょうか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 今おっしゃっていただいたとおり、企業指導型のほうは、こちらのほうには該当しないということで、お願いいたします。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第30号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第30号議案は原案のとおり可決す

べきものと決定しました。

次に、第31号議案 新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の一部改正を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 31号議案で質疑のほうさせていただきたいんですけど、この議案で利用者負担額というのはどうなるのか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 利用者の負担ということで、保育料のことでよろしかった、保育料に関しましては以前からありましたように、今回3歳以上児につきましては無償化、保育を必要とする時間のみ保育の無償化ということで、ゼロ歳から2歳児においては非課税世帯のほうが無償化になりますので、そちらのほうが保護者の負担はないというところをお願いいたします。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。無償化になるよということで理解をいたしました。その保育料の中の給食費というのはどういうふうな形で処理をしているのか伺いたいと思います。給食費も入っての無料化なのか、それか一部、それは実費で利用者負担になるのか、そこら辺わかれば教えてください。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 給食費につきましては、一応新城市のほうでは保育料の中に含まれてやっておりますので、一応かかりませんというところですが、先ほどもありました保育料の無償化の範囲の中で無償になる、というところをお願いしたいと思います。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 保育料の中に含まれてると

ということなので、無償化になるのかなというイメージを持っておるので、そういう理解でいいかなと思うんですが、給食費の中でも主食と副食があって、保育園に通う方は主食が実費になっている、世間一般ですけど状況だったと思いますけど、そこら辺は副食も主食も含めて無料化だよという形で理解でいいのでしょうか。

○中西宏彰委員長 林子ども未来課長。

○林和宏子ども未来課長 今おっしゃっていただいたとおり、主食の部分と副食の部分も合わせてということで、今回無償化のほうになっておるといところでよろしく願います。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました。副食も主食も合わせてだよということで理解をいたしました。

あとちょっと1点、気になるというところでちょっとお聞きしたいんですけど、今回のこの無償化の条例というか、内閣府のほうから出された中で、80カ所以上内閣府令の中で誤りがあったということで、記事があったんですけど、6日の時点で。この誤りの具体例として、満3歳以上をするべきところを満3歳未満と記載したりとかしてという内閣府の間違いがあったということなんですけど、こちらのほうは今回の処理とかそういった対応はしているという状況でよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 林子ども未来課長。

○林和宏子ども未来課長 8月の時点で、官報のほうに修正の通知が出ておるといところで、現在、今後まだ追加があるかと思われませんが、今の時点この条例改正の中でそれは含まれておりませんので、よろしく願います。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 無償化ということで、本来の保育料としてもらってた収入約6,000万円くらい免除、一般会計から収入のないその他保険者負担というようにかかったとして、今回のこの3歳から5歳が全て無償化、それに非課税世帯ゼロ歳から2歳の非課税世帯が無償化、かつ6時半から7時の26人が市の負担という状況の中で、現実実際の市の負担はどの程度なのか、国からの無償化の補填はどの程度なのか、その辺の試算とかそういうあれはされてるのでしょうか。そこには給食費も当然入ってくるんですが、給食費の市の負担と考えた場合、実際の市の負担はどれだけになるのかという試算等はされていますか。

○中西宏彰委員長 林子ども未来課長。

○林和宏子ども未来課長 国のほうの臨時交付金のほうで入ってくるということなんですけど、今その積算基礎が人数をかけるのかなというところで、まだ正直なところ、明確に示されておらないところが現状でございます。歳出のほうも、先ほどありました、かかる費用は人件費、保育運営費はかかってくるということですので、そちらのほうは、当初予算のほうに計上させていただいておるところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 実際に見て、その無償化、国のほうから入ってくる金額がまだ確定当然してない、それいづれ確定したら、また資料としていただければということですけども、そういった形で当然一般会計からの負担というか、無償化するための財源が今まで、一般財源から経営になってそのままほかに使えるというか、子育て支援の充実に使える、ようになったということなんですけども、その辺の全体図が見たかったということでお聞きしたんですけど、いづれにせよお示しいただければと思います。

それからもう一点ですけれども、企業型の

話になるんですけども、企業型民間企業1社ということだったんですけども、院内事業者企業型という形になるんですけど、どういう院内保育所の取り扱い等、議論では院内保育所の無償化の対象外だということなんですけど、どういった形で財源措置をされるのか、それを、病院はというふうな形で処理してるのか、その辺はというふうな理解したらよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 病院は認可外保育所ということで理解しておるんですけども、今現在3歳以上の子どもさんを院内保育所に預けてる職員は今のところゼロか、もしくは1人出るかというところでありまして、実際にそのお金の流れというところまではまだ把握していないのが現状です。そうなったときには市を通じてか、そういった申請を一事業所として申請をして、収入として受けるという流れになるのではと思っております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 収入というのは交付金なのか、その費用を国から直接事業所にもらえるのか、市を通じてくれるっちゅうのはちょっと変である気がするんですけど、現状は対象となる3歳から5歳が1人いるかないかということらしいんですけども、ということは今ゼロ歳から2歳児がほとんどだと。それは当然非課税世帯とかそういうのは恐らくない子どもさんたちだと思いますので、その旨については病院側のほうでいろいろ手当てされたり、運営費も全て病院側が出してるわけですので、その辺の部分については、今までとは変わりはないと解釈していいのか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 大変申しわけございません。あと、先ほどありました病院のほう認可外ということで、方法としてはまず保護者さんから払っていただいて、償還払いでお返ししたいというところで考えております。

はい、償還払いのほうで考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 あと認定外ということで、その手続はどうなっているんでしょうか。その10月までに、それされるのか、今申請なのか、どういう状況なんですか。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 現在、事業者のほうに該当者がお見えになったら市のほうへ報告していただくようには伝えてあるところがございます。申請をしていただくというところでございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 要するに、該当者がいなければ申請しない、なのか、突然該当者が預けられたときに、じゃあ対象になってないということになっちゃう。該当者3歳や5歳がいなくても申請して、いつ入ってきても対応できるような施設としておくのか、入ってきたら考えるのかというのはちょっと疑問に思っただんですけど。

○中西宏彰委員長 林こども未来課長。

○林和宏こども未来課長 大変申しわけございません。まずもって、病院のその認可外施設としての申請は、施設側としてここは認可外施設だよという申請をいただきます。実際保育料に関しましては、保護者様のほうから申請が上がってくるので、そこで1回払ってもらったものに対して償還払いという形をとらせていただきたいと思います。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第31号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第31号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第32号議案 新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 それでは、32号議案の質疑をさせていただきます。

この議案は消費税の増税に伴う診断書や証明書の手数料を値上げするという内容のものだと理解をしておりますが、今、市が想定しています年間の発行数、診断書の数とか証明書の数、それぞれ何枚かというのと、総額を伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 今回の改正による影響でありますけども、実績につきましては平成30年度が夜間診療所、休日診療所合わせて35件ありますので、それをもとに請求をしますと年間総額で800円の増額を予定しております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。800円の増額ということで、ちょっと少額かなとは思いますが、やはり命を扱う病院とか診療所ということなものですから、やはり少しの増税だとかお金の負担がふえるということをちょっと考えると、据え置きをまず考えるということではできなかったのかなというふうにちょっと思うんですが、今回の条例改

正に当たって、ちょっと負担をまず抑えるために据え置きというようなことは考えなかったのかどうか伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 城所地域医療支援室長。

○城所克巳地域医療支援室長 国からの通知等でも消費税率を適切に転嫁することが求められておりまして、地方公共団体も各施設の維持管理であるとか委託費等に係る経費につきまして、消費税分を含んだ形で支払っておりますので、診断書を必要とする方から徴収する診断書の交付手数料につきまして、消費税のほうを転嫁しないといたしますと、消費税の引き上げに伴って増加した診療所を運営するためにかかる委託費等の管理コストの一部に関しまして、診断書を必要としない他の全ての市民の皆さんにも負担していただくような形になりますので、今回について一部据え置きということについては考えておりません。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 それでは、第32号議案の新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正について、反対の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

この議案は、消費税の増税に伴います診断書や証明書の手数料の値上げをするものだと理解をしております。私は今、市民の生活環境を考えますと、一時据え置きを提案をしたいと思っております。安倍政権が10月に予定をしております、消費税10%増税は、直近の世論調査を見ても消費税増税反対が60%に上

回っております。やはり、増税によって景気が悪化すると見ている人も20%ほどふえておりますし、低所得者の方には負担が重くなる逆進性を上げる人も多くなっています。5年前に消費税を8%に上げて以来、実質賃金は年間10万円目減りし、家庭支出は25万円も落ち込んでいます。中国経済の減速など世界の経済の先行きを、不安を見ても広がっております。こうした市民の暮らしの状況を考え、値上げによる病院の受診をするのを我慢したり、診療を控えることになりかねないと思い、命の問題だと考えまして、本議案には反対をいたしたいと思っております。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

鈴木委員。

○鈴木長良委員 第32号議案 新城休日診療所の設置及び管理に関する条例及び新城市夜間診療所の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして、賛成の立場から討論いたします。

今回の条例改定は、消費税法等の一部改正に伴い、消費税及び地方消費税の税率が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることから、新城休日診療所及び新城市夜間診療所において利用者の求めにおいて発行される診断書の交付手数料等の額を改訂するものであります。使用料・手数料につきましては、特定の者に対する役務の提供に対して負担していただくものであり、受益者負担の原則の考えに基づくものであります。

また、消費税率が引き上げられることで役務の提供に要するさまざまな経費に転嫁されることから、手数料等の改定は必要な措置であり、受益と負担を考慮した措置でもあります。今回の消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う改定は、市民生活の影響を考慮し、必要最低限の措置にとどめられていることを申し上げ、賛成討論といたします。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 ほかに討論はありませんか。

[発言する者なし]

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第32号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決いたします。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○中西宏彰委員長 起立多数と認めます。

よって、第32号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第33号議案 新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 33号議案の質疑をさせていただきます。

この議案内容は、看護助手さんが夜間看護等手当を支給するためというふうな理解なんです。その看護助手さんが夜間勤務をするのかなというちょっとイメージなんです。それでいいのか伺いたいのと、どういったお仕事をされるのかなというふうに思って、質問をいたします。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 今回追加しようとする方の対象が、看護助手さんであります。看護助手さんが夜勤をした場合に夜間看護等手当を支給するために条例改正をしようとするものであります。業務内容につきましては、その名のとおり看護師の助手的、補助的な業務となってまいりますので、そういった業務全般を行って看護師が看護師本来の業務をよりできるようにしていこうと考えて、条例改正をして看護助手さんに夜勤をやっていた

だこうというものであります。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました。

そうなりますと、じゃあ夜間の仕事って結構おむつ交換とかそういったのが多い。あと、車椅子でおトイレにいったりとかそういったことが多いかなと思うんですけど、やっぱりそういうのを看護師さんと一緒に助手さんがペアを組んで処置を行ったりとかそういったことをするということがよろしいでしょうか。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 必ずしもペアというわけではなくて、看護助手さん単独でできるものであれば看護助手さんでやっていたくということを考えております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました。

じゃあ、そこはナースしかできない仕事はナースがやって、その指示の下で助手さんができることをやっていくというふうに理解はいたしました。

あと、看護師のシフトだと、準夜、深夜とあるんですけど、その準夜、深夜、三交代やるといような、助手さんも三交代をやるといような状況なのでしょうか、伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 現時点では三交代を考えております。準夜、夕方の4時ぐらいから夜中の0時45分まで、それを準夜というふうに言っております、深夜が、夜中の0時15分から朝の9時までという形になっておりますので、その三交代の中でとりあえずはスタートしていくことを想定しております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 理解いたしました。

じゃあ本当に看護師と一緒にようなシフトの日勤、深夜、準夜というような形だと理解

をいたしました。

あと、この議案をつくる過程の中で、助手さんの声とか、あと労働組合との交渉や声を拾ってまとめたというような理解でいいか伺いたいと思います。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 これまでなかなか病棟に常勤の看護助手さんというのがいなかったものですから、導入に当たっては関係する部署等々協議をしながら行ってきているところであります。

以上です。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○滝川健司委員 看護助手に夜間看護手当、夜勤を、今まではそれじゃあ夜勤はなかった、させてなかったということで、これからは働いてもらう形になったということで、現状その看護助手さんというのは何名ほど在籍されているのでしょうか。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 常勤の看護助手というのは全部で4名です。1名は手術室、中央材料室というところで、そういった手術材料であったりそういった滅菌であったり、そういったことを行う助手が1名。残りの3名が病棟で看護助手をやっております、その3名を対象に今回夜間勤務をしていただいて、その方に夜間看護等手当を支給をしようとするものであります。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 4名の方ということですが、その辺のその合意というたらおかしいけど、自分の自己都合でその夜勤をやらない看護助手として、あるいは資格を取るときに看護師の資格がないから看護助手なのかということ。そういう方たちが、今後三交代で夜勤に入るということに対する理解というか、家庭の事情でそれが入れるのか入れないのかいろいろ

な条件、状況があると思うんですけど、その辺についても4名の方との合意というか了解は得られているのでしょうか。

○中西宏彰委員長 服部総務企画課長。

○服部充伯総務企画課長 病棟で勤務している3名というのは、今年の2月3月4月に1名ずつ募集をかけて採用した看護助手でありまして、募集をする時点、段階でそういった勤務をということは要項のほうにうたってあったと思いますので、それについては特に問題はないというふうに思っております。

手術室の1名については、以前からもう勤務しておる職員でありまして、その職員については手術室のほうでの勤務をずっと希望しておるといふのと、夜勤はなかなか難しいという、さまざまな事情がありまして、やはり中央材料室のほうも看護助手が1名やっぱり必要だということもあるものですから、それはそのままという形を考えております。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○中西宏彰委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第33号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中西宏彰委員長 異議なしと認めます。

よって、第33号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第67号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅尾委員。

○浅尾洋平委員 67号議案のエアコンの設置の質疑をさせてもらいたいんですけど、こちらのほうは日程が資料請求でかけたら出ないということだったんですが、それは入札で取得した会社が決まらないのでできないということなのか、それとも入札のときに大体このぐらいのスパンでやれる企業さんをお願いしたいよというような条件とかがなかったということなのか、そこら辺の日程が大事だと思ったものですから、ちょっと資料請求したんですが、そこら辺の理解というか教えていただければと思います。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 入札の際でございますが、工期のほうを令和2年の3月25日ということで、入札のほうをかけております。具体的などこの学校がどこまでに完了とかということは示しておりません。今後これでお認めいただいてから契約をした後に、工事業者と計画を順次たてていくわけですが、当然今回、新城小学校、千郷小学校とは違いまして、夏休みのような長期の休みが特にありません。あと、複数のところをやっていただきますので、その辺を学校と調整しながら同じ工事を順々に、基礎をやった次の学校は基礎やって、次の工事をやっていくというような流れになるのかどうかはちょっとわかりませんが、ということも協議しながらやっていくということで、現在のところ、どこの学校がどこまでにできるというような工程ができないということで今回資料がなかったということでございます。

○中西宏彰委員長 浅尾副委員長。

○浅尾洋平委員 わかりました、ありがとうございます。

あとは、この予算の財源というのは全て一般財源で行われるのか、それか、国費とかそういった補助金等があったのかどうかちょっとお伺いしたいと思います。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 こちらの空調の工事でございますが、国の交付金です。ブロック塀・冷房設備・対応臨時特例交付金というものを使いまして、そちらと学校教育施設等整備事業債、起債ですね。あと、合併特例債、こちらを活用いたしまして、残りを一般財源ということで財源のほう、とっております。

以上です。

○中西宏彰委員長 浅尾委員。

○浅尾洋平委員 ありがとうございます。

またその資料、後でまたいただきたいなと思いますので、また御協力お願いしたいのと、オートクリナーという機能というのは、ついているものなのかどうかというのを教えてください。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 オートクリナーの設備はついておりません。

○中西宏彰委員長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木長良委員 きこのの本会議質疑の中で、山口議員の質問の中にありました、供給の方式なんですけれども、バルク供給じゃなくて、予定時のボンベを5本ぐらいと話をされているかと思うんですけども、ランニングコストから考えるとバルク給油というかバルク供給のほうが安くなるんじゃないかなと思うんですけども、この辺はどういう見解でしょうか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 バルクのタンクを使用した場合ですと、当然その耐用年数がございまして、そのときに当然それも更新しなきゃならないというようなこともありますので、トータルで考えると、いわゆるガスボンベを持ってきていただいたほうがその点に関してはコストのほうが安いと考えられてます。

ただあと、バルクですと進入路の関係もございまして、車両が入るとかその辺も踏まえまして、通常のタンク、ガスボンベ、プロパンのボンベのほうで採用させていただいております。

○中西宏彰委員長 鈴木委員。

○鈴木長良委員 ありがとうございます。学校の生徒さんに対する安全面の配慮ということも求めなあかんのですよ。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 そのプロパン庫の設置については、当然それについても配慮をさせていただくのと、いわゆる施設、箱を設置させていただきまして、その面での安全配慮ということはさせていただいております。危ないか危なくはないかという話になりますと、通常給食室や一般の家庭でも、プロパンは使用しておりますので、市としてやる安全配慮のほうはさせていただくととるところでございます。

以上でございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 先ほど浅尾議員のほうからも質疑ありましたけども、その財源のわりふりもちろん、この場合ですと、5校が一式で2億300万。学校別の工事費っていうのをを出していただいている、財源わりふりと一緒に提供いただければありがたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それから、ちょっと気になることが幾つかあるんですけど、まず舟着小学校ですけども、舟着小学校は以前、給食室にエアコンということで、約2,000万円ぐらいでしたかね、あれは電気でやっていた、キュービクルを入れ替えたあときは、その既存のキュービクルが寿命なのか入れかえざるを得なかったのか、あときにガスヒーポンはなぜ入れなかったのか、今回は、これガスヒーポンですよ。その辺の関係はどうなっていたのか、これからガスヒーポンで全部やったとしても多

少なり電気は当然室内機とか使いますので、その辺でこれだけのエアコンを導入しても既存のキュービクルで既存の学校は対応できたのか、できたからガスヒーポンにしたということだと思んですけども、その辺の舟着小学校の給食室のキュービクル入れかえ等、電気で行ったのと今回はガスで行ったのとどうい経緯があるのかをちょっと。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 舟着小学校の場合ですと、まず最初に給食室のエアコンを設置させていただきました。その時点の増設で、もう既にキュービクルがもういっぱい状態でございましたので、増設をする必要がありました。

そのために、舟着小学校についてはトランスの入れかえが全部入らないということでキュービクル自体を取りかえというふうなことになります。今回、ガス、当然ガスなんですけれども、当然電気も使います。その分の容量も踏まえて、給食室の整備のときにキュービクルのほうの増設をさせていただいておりますので、今回それに接続するという形、それを見込んであるもの、がもう既についているというところがございます。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 じゃあその給食室のガスヒーポンであってもキュービクルはアウトだったということですか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 例えば、ガスで給食室をやったとしても、既に容量がいっぱいだということで、取りかえが必要だったというところがございます。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 それから、ガスはプロパンボンベで供給をということですが、こういったその供給業者の選考あるいは選定、供給の仕方はどうなっているんでしょう。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 ガスの供給につきましては、市内のガスの事業組合さんのほうにお願いを。組合とJAさんにお願いをして単価のほうを決定していただきまして、その市内業者で調達をするというふうになっております。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 市で使うガソリンなんかも協定で決まっています。ほんで、ガスも組合と価格調整は統一して、納入は私が聞いた話ですけど、納入は既存の学校に入ってるそれそれぞれの市内事業所、供給業者がそれを引き継いでやっていくと聞いたんですけども、組合をどうするかそういうことは確かなかったんですけど、そういう形でいいですか。

要するに、既に給食室ですとかやっぱりガスを使うっていうものですから、ボンベ入ってます。そこ入ってる市内のいろいろな市内業者とか各社それぞれの学校に入れてます。そこが引き続き、そのガスヒーポン用のポンプを入れる。ただし単価については組合で協定を結んでいるか知らんけど、統一すると、そういう工程でよろしいんですか。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○請井貴永教育総務課長 この業者がどこの学校というのはちょっとよくわからないところですが、委員がおっしゃるとおり、その統一的な組合さんとJAさんのほうで統一的な価格で納入のほうをしていただくという形をとります。

以上です。

○中西宏彰委員長 滝川委員。

○滝川健司委員 価格競争は働かないということで。学校によっては使う量も規模も違うし、それぞれ既に納入している業者がそれぞれの学校に納入するのを引き継いでいくというか、今までどおりということですよ。

○中西宏彰委員長 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 価格につきましては、通常の一般的にその給食室とか家庭用の単価とは違う、エアコン用のプロパンということで設定をしておりますので、価格としては通常のプロパンの一般的な価格よりも低い価格で単価のほうを設定しております。納入につきましては、各組合と農協さんのほうで各小学校のほうで供給をしていただくということでございます。

○**中西宏彰委員長** 滝川委員。

○**滝川健司委員** 組合に所属している事業者が入れるんでしょ。だから、JAとか組合に所属しているプロパン供給事業者が入れるんであって、組合から入れるわけじゃないんでしょ。

○**中西宏彰委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

各組合、ガスの組合とJA、組合に加入している事業者さんが各小学校等に納入するという形になります。

以上でございます。

○**中西宏彰委員長** ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○**中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[発言する者なし]

○**中西宏彰委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第67号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第68号議案 工事請負契約の締結を

議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

齊藤委員。

○**齊藤竜也委員** こちらも山口議員の一般質問、本会議であったんですけども、寒冷地仕様、特に作手小学校なんだけれども、その仕様っていうのが大丈夫なのかということを確認したいんですが、というのも、今の作手小学校のつくで交流館も、最初は大丈夫と言って、結果、請負業者、近所の方に確認したら、マイナス4度まではできるというふうに最初言ってたら、だけど作手がマイナス8度になって、だめだったということがございましたが、一応確認のため、そこが大丈夫だったかどうか確認したいと思います。

○**中西宏彰委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 一般質問の山口議員さんのところでも御答弁させていただきましたが、設計段階でそちらの熱の気化について計算のほうさせていただいております。そちらについては、外気温度マイナス5度のときでも大丈夫というような計算では、という答弁をさせていただいております。

ただ、これから工事のほう進めていきますので、工事業者さんとも相談しながら設計段階では大丈夫という評価をいただいておりますので、設計をして工事の事業者さんと相談しながら工事のほうは進めてまいりたいと考えております。

○**中西宏彰委員長** 齊藤委員。

○**齊藤竜也委員** マイナス5度ということですけど、ざらにいくので。昨年度もマイナス十何度かいくぐらいの地域なので、そういうふうに行っているということならいいですけど、ちょっと現場でもしっかり確認をしながら行うようにお願いしたいなと思います。

○**中西宏彰委員長** ほかに質疑はありませんか。

滝川委員。

○**滝川健司委員** 作手小学校は一番新しい学校ですけども、作手はエアコンいらんとよく言われるんですが、じゃあなぜ入れることになったのかということと、当然涼しいけど冬は寒いで、暖房は今まで、じゃあどういう設定であるか。今回は冷房専用なのか、小学校は暖房は確か何か書いてあったな。今回はガスヒーポンは冷暖房でしょうか。二重投資にならないのか、なぜそういった無駄なことをしておるのという、すごい疑問に思ったんですけど、その辺をちょっとお願いします。

○**中西宏彰委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 今まで暖房はストーブで使っておるところと、作手小学校の入ってるところのエアコン冷暖房になっておりますので、二重投資ということにはならないと思います。

以上です。

○**中西宏彰委員長** よろしいですか。

滝川委員。

○**滝川健司委員** ということでもいいですけど。どの学校もそうだと思うんですけど、今まで暖房については、ストーブだとか灯油ストーブ、ああいうので対応していたり、新しくちょっと近くに買った部分というのがありますので、そういったものが今度どうやって利活用されるのか、無駄にならないような形をちょっと検討していただきたいと思います。

それから、工期については67号議案と一緒に理解してよろしいですか。

○**中西宏彰委員長** 請井教育総務課長。

○**請井貴永教育総務課長** 第67号議案と工期は同じでございます。

以上です。

○**中西宏彰委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

んか。

〔発言する者なし〕

○**中西宏彰委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第68号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、第68号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第69号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**中西宏彰委員長** 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○**中西宏彰委員長** 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第69号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中西宏彰委員長** 異議なしと認めます。

よって、第69号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託及び送付されました案件の審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**中西宏彰委員長** 異議なしと認め、そのように決定しました。

これもちまして、厚生文教委員会を閉会
させていただきます。

どうも、ありがとうございました。

閉 会 午後2時27分

以上のおり会議の次第を記録し、これを
証するために署名する。

厚生文教委員会委員長